

平成25年8月22日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木邦彦

レセプト電子化猶予期限の周知について

レセプト電子化につきましては、平成18年4月の厚生労働省令第111号により、「平成23年度からオンライン請求完全義務化」と規定されておりましたが、その後、民主党政権になり、平成21年11月の厚生労働省令第151号により、電子媒体での請求も可能となったほか、レセコン未使用の医療機関や常勤医師が高齢の場合は免除とするなど例外措置が講じられたところでございます。

平成22年7月1日時点、レセコンを使用し紙レセプトで請求していた医療機関において、常勤医師が65歳未満で、平成21年11月25日以前にレセコンをリースまたは購入した場合、再リース・再保守契約で最長平成27年3月31日まで猶予となっております。

支払基金の調査によれば、本年3月現在、96,456保険医療機関のうち、電子レセプトで請求している施設は82,209医療機関(85.2%)、猶予届出書を提出して猶予となっている施設が2,523医療機関(2.6%)ということで、猶予期間である平成27年3月31日まで、約1年半という状況になっておりますことから、まずは支払基金支部や国保連合会を通じて猶予医療機関に対して猶予期限について改めて連絡することとなりました。

該当医療機関に対して9月中に連絡される予定ですが、その前に、支払基金支部、国保連合会から都道府県医師会に連絡されますので、ご対応よろしくお願いいたします。

また、現行の規定では、猶予該当医療機関は、平成27年4月以降、電子請求か手書き(レセコンを使用せずに書面請求)を選択することとなっておりますが、医療現場で指摘される問題点などがあれば、日本医師会にご連絡くださいますよう重ねてお願いいたします。

なお、今回、レセコン未使用の医療機関や常勤医師が高齢の場合の「免除」の取り扱いに変更はありません。

(添付資料)

1. レセプト電子化猶予中の医療機関に対するお知らせの送付について
(平成25年8月8日厚生労働省保険局総務課 保険システム高度化推進室)

事務連絡
平成25年8月8日

日本医師会 御中

厚生労働省保険局総務課
保険システム高度化推進室

レセプト電子化猶予中の医療機関に対するお知らせの送付について

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和51年8月2日厚生省令第36号。以下「請求省令」という。）の規定により、診療報酬は原則電子請求で行うこととなっておりますが、リース期間中もしくは保守契約期間中の電子請求に対応していないレセコンを使用している場合は、猶予届出書を届け出ることにより、最長平成27年3月31日まで書面により診療報酬を請求することができることとなっております。

しかしながら、平成25年3月現在において、医科で約2,500の医療機関が猶予届出中という状況となっており、これら猶予届出中の医療機関が、現在のまま平成27年4月以降も書面による請求を行うと、請求省令に違反した請求となり、審査支払機関がレセプトを受理できず、診療報酬を支払うことができなくなることから、注意喚起のため猶予届出中の医療機関に対し、審査支払機関から別添のお知らせを送付することとしました。

なお、お知らせの送付時期は9月中を予定しておりますが、具体的なスケジュール等につきましては、お知らせの送付前に社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会から、都道府県医師会に案内いたします。

貴会におかれましては、この旨ご承知のうえ、レセプト電子化の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

電子化に対応していないレセコンをご使用中の医療機関の皆様へ

電子レセプト請求の準備をお願いします
**レセコンを使用した診療報酬の書面による請求
は平成 27 年 4 月診療分以降できなくなります**

レセコンを使用した診療報酬の書面による請求は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（以下「請求省令」といいます。）の規定により、平成 27 年 4 月診療分以降できなくなります。平成 27 年 4 月診療分以降は、レセコンを使用しない（手書き）ことなどによって、免除又は猶予の要件に該当しない限り、電子レセプトにより請求しなければなりません。平成 27 年 4 月以降、現在のままレセコンを使用して書面による請求を行うと、請求省令に違反した請求となり、審査支払機関がレセプトを受理できないため、診療報酬を支払うことができなくなりますので、計画的な電子請求への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

- 行き違いで電子請求の届を提出されている場合等をご容赦ください。
- ご不明な点がありましたら、審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金支部、国民健康保険団体連合会）にお問い合わせください。

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室
社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会